



# 島根県報

令和2年5月8日(金)  
 第 104 号  
 (毎週火・金曜日発行)  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2
- 島根県流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則 (下 水 道 推 進 課) 2

### 【告 示】

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中 小 企 業 課) 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 ( " ) 4

### 【公 告】

- 令和2年度登録販売者試験の実施 (薬 事 衛 生 課) 5
- 公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 6

### 【特定調達公告】

- 島根県水産練習船「神海丸」令和2年度第2B種中間検査・第3種中間検査工事及び修繕工事に係る随意契約の相手方等 (学 校 企 画 課) 7
- 証拠品管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 7

**公布された条例等のあらまし**

## ◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則（規則第50号）

## 1 規則の概要

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理

## 2 施行期日

令和2年6月1日から施行することとした。

## ◇島根県流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則（規則第51号）

## 1 規則の概要

島根県流域下水道条例の改正に伴う題名の改正及び引用する条項の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

---

**規 則**

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月8日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第50号**

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年島根県規則第28号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

---

島根県流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月8日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第51号**

島根県流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則

島根県流域下水道条例施行規則（平成24年島根県規則第92号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例施行規則

第1条中「島根県流域下水道条例」を「島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例」に改める。

第2条第1項中「第4条第3号」を「第3条第3号」に改める。

第4条中「第4条第5号」を「第3条第5号」に改める。

第5条中「第5条第1号」を「第4条第1号」に改める。

第6条中「第6条第2号」を「第5条第2号」に改める。

第7条中「第8条第6号」を「第7条第6号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第320号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年5月8日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江ステーションショッピングプラザ（シャミネ松江東館） 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 貴谷 健史 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

##### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名または名称	住 所	代表者名	備 考
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(有) 松江観光百貨	島根県松江市末次本町22番地	鷗鷯 忠義	
(株) メルティングポット	兵庫県尼崎市富松町一丁目3番21号-209	田中 哲人	
(有) ストロー・アンド・ウェイ	島根県松江市浜乃木一丁目5番地88号	仙田 道生	
(株) ボディワーク	東京都港区白金台2-25-6	清水 秀文	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富沢 昌宏	
(株) スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	渡邊 智則	
J R 西日本山陰開発 (株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2	貴谷 健史	
(有) 平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	
(株) ブルーメイト	広島県福山市千田町千田1741-1	落合 豊	
(株) バルコス	鳥取県倉吉市河北町1番地	山本 敬	
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
(株) アマガサ	東京都台東区浅草6-36-2	永井 英樹	
(株) プレジャージーン	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番8号	田中 秀男	
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目12番48号	絹巻 秀展	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅文	

(変更後)

氏名または名称	住 所	代表者名	備 考
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(有) 松江観光百貨	島根県松江市末次本町22番地	鶴鶴 忠義	
(株) メルティングポット	兵庫県尼崎市富松町一丁目3番21号-209	田中 哲人	
(有) ストロー・アンド・ウェイ	島根県松江市浜乃木一丁目5番地88号	仙田 道生	
(株) ボディワーク	東京都港区白金台2-25-6	清水 秀文	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富沢 昌宏	
(株) スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	渡邊 智則	
J R 西日本山陰開発 (株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2	貴谷 健史	
(有) 平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央	令和2年3月6日 代表者変更
(株) ブルーメイト	広島県福山市千田町千田1741-1	岡本 龍二	令和元年5月17日 代表者変更
(株) バルコス	鳥取県倉吉市河北町1番地	山本 敬	
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
(株) アマガサ	東京都台東区浅草6-36-2	永井 英樹	
(株) プレジャージェーン	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番8号	田中 秀男	
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目12番48号	絹巻 秀展	
エステールホールディングス (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅文	

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和2年4月20日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 島根県告示第321号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和2年5月8日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン益田店 島根県益田市乙吉町イ95番地10外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 321台

(変更後) 273台

(4) 変更する年月日

令和2年12月23日

2 届出年月日

令和2年4月23日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和2年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第6条の規定により公告する。

令和2年5月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験日時

令和2年11月17日（火）午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市内

試験の実施場所は、別途知事が定め、令和2年9月30日（水）までに受験者に通知する。

3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

(1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識

(2) 人体の働きと医薬品

- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策
- 4 試験願書の請求等
  - (1) 島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（〒690-8501松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書き、84円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。
  - (2) (1)による場合のほか、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。
- 5 提出書類
  - (1) 試験願書（登録販売者試験規程様式第1号によること。）1通
  - (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、受験票（登録販売者試験規程様式第3号によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通
- 6 受験手数料  
14,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書に貼り納めること。ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができること。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。  
なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。
- 7 試験願書の受付期間  
令和2年8月3日（月）から同月18日（火）まで  
なお、郵送の場合は、簡易書留によることとし、令和2年8月18日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 8 試験願書の提出先  
島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループに提出すること。
- 9 合格者の発表  
令和2年12月25日（金）に島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。
- 10 その他
  - (1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。
  - (2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。
  - (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、試験日時を変更し、又は試験を中止する場合があること。

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年5月8日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間

令和2年4月21日から令和3年1月29日まで

3 作業地域

出雲市及び雲南市地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年5月8日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 件名及び数量

島根県水産練習船「神海丸」令和2年度第2B種中間検査・第3種中間検査工事及び修繕工事 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年3月16日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ヤマニシ 管財人 松嶋 英機 宮城県石巻市西浜町1番地2

5 随意契約に係る契約金額

60,995,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年5月8日

島根県警察本部長 堀 内 尚

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

証拠品管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日まで

(4) 委託期間

契約の日から令和3年2月24日まで

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

### 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

### 5 入札説明書の交付等

#### (1) 入札説明書の交付方法

##### ア 交付期間

本公告の日から令和2年6月17日（水）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### イ 交付場所

4の場所

#### (2) 入札説明会

行わない。

### 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年6月24日（水）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
  - (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- 7 入札期間、開札日時等
- (1) 入札の日時、場所等
    - ア 日時  
令和2年7月7日（火）午後4時まで
    - イ 場所  
4の場所
    - ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和2年7月7日（火）正午までに到着していること。
  - (2) 開札の日時及び場所
    - ア 日時  
令和2年7月8日（水）午後2時
    - イ 場所  
島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聴聞室
- 8 その他
- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、導入業務委託に係る金額と賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - (3) 契約保証金  
島根県会計規則第69条第1項の規定により、導入業務委託に係る金額と賃貸借に係る金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - (4) 入札執行の取りやめ又は延期  
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。
  - (5) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
  - (6) 落札者の決定方法  
島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
  - (7) 契約書作成の要否  
要する。
  - (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Lease and introduction of evidence management system  
1 set
- (2) Time limit for tender : 4 : 00 p.m. July 7, 2020  
(Bids by post must be received by noon on July 7, 2020)
- (3) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,  
Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan  
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)